

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 6 年 3 月 1 1 日付けで提起した処分庁による保有個人情報の開示をしない旨の決定に対する審査請求について、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し答申を得たので、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

理由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人が生駒市長に対し、個人情報の保護に関する法律に基づいて、「家賃振込先通知書の原本につき、同文書が、申立人が生活支援課に申立書の原本を提出した令和 ○年○月○日以降も法律上有効な文書であったことを示す書証や法的根拠等一式」の開示請求をしたところ、生駒市長が開示請求の対象として保有している文書は存在しないとして全部を開示しないことを決定したことに対し、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分を取り消し、開示することを求めるものである。

第 2 審査請求人の主張要旨

家賃振込先通知書は、審査請求人が家賃の代理納付を停止する旨等を求めた申立書を提出した時点で効力を失っていると考えられるため、それ以降も代理納付を続けるためには、後ろ盾となる何らかの法的根拠があるはずである。そのため、不存在決定を取り消し、開示することを求める。

第 3 決定の理由

審査請求人の開示請求の対象は、代理納付を継続していることの法的根拠であり、審査請

求人の個人情報の開示を求めるものではなく、本件審査請求も、本件開示請求と同様、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではない。

第4 結論

主文のとおり裁決する。

令和7年7月3日

生駒市長 小紫 雅史